



平成26年12月1日
海上保安庁総務部人事課

平成26年度人事院総裁賞について

標記について、当庁から下記の職域が、平成26年度人事院総裁賞(職域部門)を受賞することとなりました。

なお、授与式は12月10日(水)午前11時15分より明治記念館(東京都港区元赤坂)にて行われ、その後、受賞代表者は天皇皇后両陛下の御接見を賜る予定です。

記

1 人事院総裁賞の趣旨

人事院総裁賞は多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員(一般職の国家公務員)又は職域を顕彰するもの。(昭和63年創設、今回27回目)

2 受賞者

「職域部門」

第三管区海上保安本部 横浜機動防除基地

3 顕彰理由

海上に油・有害液体物質等が流出した場合や海上火災が発生した場合に、引火・爆発等の危険がある現場において、迅速・的確に防除措置、延焼の防止措置等を実施したもの

※その他詳細は添付顕彰理由参照

4 参考

別途、人事院において広報されております。

理由詳細

横浜機動防除基地は、基地長以下18名の少数精鋭の組織であり、このうち4隊16名（1隊4名：隊長、副隊長、隊員2名）で「機動防除隊」を編成し、全国各地で発生する海上防災事案に出動しているほか、国際協力として、海外で発生した大規模流出油事案にも国際緊急援助隊として出動し、現地で指導・助言を実施している。

機動防除隊は、油、有害液体物質等（以下「油等」という。）の排出があった場合における防除措置や海上火災に対する消火又は延焼の防止措置と、これらの措置に関する指導、助言及び調整が主な業務であり、危険物の流出現場や火災現場等での活動、座礁・浸水・転覆等不安定な状態の事故船舶への乗り込み等、危険な現場での対応を強いられることが多く、また、油等の防除作業や調査活動のため、人体に有害で不快な作業現場に長期間滞在しなければならない、かつ、夏季の酷暑炎天下の洋上作業や冬季極寒の屋外作業等の環境下での業務に従事している。機動防除隊の第一義的な業務が緊急事案に対する出動であるため、各隊員は、公休日を含めて勤務時間外の大半を緊急出動に備えた待機状態で過ごし、日常生活においても著しい拘束が課せられているが、「海洋環境を守る」という強い使命感をもって日々業務を遂行している。

1 職務の特殊性（危険・有害な状況下での業務遂行）

機動防除隊が出動を命じられる事案は、大規模な油等の流出事故やタンカー火災等の初動対応であり、事故の具体的な被害状況や事故によって流出した物質の現場の状況等詳細な情報が入手できない場合が多く、現場では引火・爆発、酸欠、有毒ガス等の目に見えない危険因子が存在する状況の中、自らの安全管理を行いつつ、調査活動や防除作業等に当たることとなる。

2 特殊な勤務環境（長期間の現場派遣及び長時間にわたる現場勤務）

油や有害液体物質の防除作業は長期化する傾向が強く、海外派遣を含め特殊な環境下の作業現場において、長期間派遣され活動を実施する。油防除作業は、日出時からの現場調査に始まり、日没で現場作業を一旦中断、その後は、関係者との連絡調整会議、翌日の作業方針の調整等活動は深夜まで続き、実働時間が連日18時間超に及ぶ活動が継続する。また、有害液体物質流出事故では、引火・爆発の危険性や人体有害性から、迅速的確な防除措置が要求され、昼夜の区別なく不眠不休の連続した事案対応が必要とされる。（1回の出動日数平均4.8日、最長21日）

3 国民生活への貢献

ひとたび海上災害が発生した場合に被害を最小限に止めるためには、高度の知識と技術を兼ね備えた専門家の存在が不可欠であり、通算出動件数322件という数字が、横浜機動防除基地がその役割を果たしてきたことを証明している。